

団体名	徳島県教育委員会
-----	----------

**【事業概要】****1. 事業実施前の現状と課題**

特別支援学校においては、重度重複化、多様化している障がいに対応するため、社会人講師（非常勤講師）として外部人材を活用することで、特別支援学校に通う児童生徒等への支援の充実を図っている。しかし、特別支援学校によっては、十分な支援を行うために必要な専門家が配置できていなかったり、活用したくても地域に必要な専門がいなかったりするなどの実態がある。

特別支援学校へ地域の学校等から依頼される巡回相談や来校相談、電話相談の内容は、多様化してきている。例えば、視覚障がいや聴覚障がい等、それぞれを専門とする特別支援学校に相談依頼があり、その障がい種に関する問題から相談支援が始まってみると、嚥下摂食に関する問題や発達障がい、情緒障がい、知的障がい、臨床心理的な問題等を併せ有するケースも多い。このことから、特別支援学校の教員の当該障がい種の専門性だけでなく、他の障がい種に関する知識や支援方法等についても研修し、その専門性についても向上させていく必要がある。

特別支援学校の地域別役割分担については、障がい種ごとに対応できる特別支援学校の数や所在地を勘案して行っている。また、全ての特別支援学校において、発達障がいや知的障がいを中心に、各校の所在する地域の学校等への相談対応を基本としている。しかし、エリアの広さや相談数の多さなどの原因から、特別支援学校の巡回相談員だけの対応が追いつかないことがあり、他地域の特別支援学校の巡回相談員や小・中学校に配置している巡回相談員との連携により、地域の学校等への相談支援の充実を図ってきたが、巡回相談員による相談支援だけでは、対応に苦慮する事例も増えてきている。

巡回相談員を中心とした支援を県下全域にわたって展開することで、地域の学校等への支援も充実してきた。しかし、地域によっては、相談機関や療育機関、医療機関を利用するに当たって、地理的にも経済的にも厳しい現実がある。また、乳幼児期からの相談支援に関しても、十分とはいえない地域がある。そのため、巡回相談を通して、学校が中心となって、地域の特別支援教育の力を上げていけるようサポートしたり、地域からの支援ニーズに応えられる教員の専門性を向上させたりすることが重要である。

巡回相談員等を中心とし、相談活動を重ねてきたことで、地域の学校等における支援体制作りも整ってきた。また、特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担当者等を中心として、発達障がい等のある児童生徒等への支援やその保護者への相談支援体制についても、充実が図られてきた。しかし、地域の学校等の教員の専門性については、特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担当者等、障がいのある児童生徒等の指導や支援に関わる教員における向上は見られるが、他の教員の専門性については、まだ十分であるとは言えない。

**2. 事業を通じて得られた成果と課題**

聴覚障がい教育等の各障がい種専門の大学教授や応用行動分析学の専門家、言語聴覚士などの外部人材の活用により、特別支援学校の各障がい種に応じた講演会や研修会、相談会、ケース会議などを実施することで、障がいのある児童生徒等の支援に生かせる専門性の向上につながった。また、地域の学校等からも教員が参加することで、地域の学校内での支援の充実に向けた専門性の向上に寄与できた。しかし、研修内容によっては、概論的なままに終わったものもあり、応用的な内容や

発展的な内容について、引き続き研修することで、専門性をより向上させていく必要がある。

地域の小・中学校等での巡回相談において、巡回相談員だけでは、その支援が困難な際には、臨床心理士や言語聴覚士等の外部専門家とともに教育相談を実施した。外部専門家が、実際に障がいのある児童生徒等の状態や様子、行動等を観察した上で相談するので、実態に応じた適切な助言や支援を受けることができ、その後の支援に効果的につなげることができた。また、外部専門家の助言や支援から巡回相談員も学ぶことができ、その専門性が高められた。しかし、障がいのある児童生徒等の状態は、個々に異なることもあり、外部人材による継続的な支援体制は重要である。また、給食等における摂食についての相談や医療的ケアに関わる児童生徒等が在籍する学校もあり、これらのことへの対応についても、検討していく必要がある。

巡回相談員を中心として、地域の学校等の相談支援を行ったり、研修会の講師をしたりするなどを通じて、障がいのある児童生徒等への支援体制作りは進んできている。また、教員の専門性の向上も進んできている。しかし、巡回相談を重ねて実施している学校がある反面、全く巡回相談の依頼がない学校も一部ある。もし、これらの学校において、障がいのある児童生徒等への支援が、十分に行われていないと考えると問題である。また、地域の学校等によっては、巡回相談の時に一部の教員のみが関わる場合もあり、障がいのある児童生徒等の支援に関する専門性の向上が、その教員のみにとどまる場合もある。引き続き、市町村教育委員会等を通じて、啓発や研修を実施し、全ての教員の特別支援教育への意識や専門性の向上につながるよう取り組んでいく。

地域の小・中学校等へ巡回相談に行った際、巡回相談員だけでは、その支援に困難さがある場合、臨床心理士や言語聴覚士、作業療法士及び理学療法士等の外部専門家に依頼し、教育相談を実施した。この外部専門家による教育相談を通じて、地域の学校等にいる障がいのある児童生徒等やその保護者、教員への支援を充実させた。これにより、保護者の子供に対する姿勢や支援が変わってきたり、その学校の教員の児童生徒等に対する指導方法や支援方法を学ぶことで専門性が高まったりするなどの効果が見られた。引き続き、専門家による教育相談の希望もあり、継続的な外部人材の活用が必要である。

就学前機関での巡回相談員による事例研究の実施、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用の支援を行うことで、保育士の該当児に対する支援スキル等の高まりが見られた。また、地域連携協議会の委員にも、多くの巡回相談員が任命されており、相談ファイルの作成等にも進んで関わってきた。早期からの教育相談・支援の重要性がいわれる中、乳幼児等を対象とする機関や関係行政部局との連携は欠かせない。今後も、就学前の乳幼児等への相談支援にも進んで関わり、その体制作りを進めていきたい。

### 3. 解決策（次年度の取組等）

#### ○各特別支援学校における障がい種に応じた研修会の実施

各特別支援学校においては、作業療法士や言語聴覚士、介護福祉士、調理師等の外部人材を活用することで、児童生徒等や保護者等への支援につながるための教員の専門性は向上してきた。引き続き、在籍する児童生徒等への支援や指導する教員への助言を充実させ、地域の小・中学校等への支援につながるよう、それぞれの専門性を向上させるための障がい種に応じた研修等を実施する。実施する研修会等は、他の特別支援学校や地域の小・中学校等にも案内し、教員の特別支援教育に係る専門性向上の機会とする。また、それぞれの教員が、自身の専門とする障がい種の上に、他の障がい種に関する研修会にも参加し、広く専門性を向上させることで、障がいの重複化にも対応できるようにしていく。

また、盲学校と聾学校（新年度より、それぞれ徳島視覚支援学校と徳島聴覚支援学校に校名変更）が、新校舎での併置という新しい形で出発する。県内に唯一の障がい種の特別支援学校として、それぞれの障がい種における中心的役割を更に発揮していきたい。また、研修会を合同で開催したり、

お互いの研究成果を共有したりすることで、効率的な専門性の向上につなげたい。

#### ○外部専門家等による地域の小・中学校等への支援

各特別支援学校に巡回相談員を配置し、地域の小・中学校等から必要とされる、発達障がいを含む障がいのある児童生徒等への相談支援を図ってきた。また、個々の児童生徒等への相談支援の上に、校内研修等の講師を務めることで、教員の専門性向上にもつなげてきた。

さらに、相談・支援対象の児童生徒等の障がいの状況や保護者・教員等のニーズによっては、他校の巡回相談員と連携することで支援の充実を図る。また、障がいの状態によっては、言語聴覚士や臨床心理士等の外部専門家を派遣して教育相談を実施し、より一層充実した支援を行う。このような取組を実施することで、外部専門家とともに支援する巡回相談員の専門性の向上にもつながり、小・中学校等の教員の専門性の向上にもつながっていくと考える。

#### ○医療的ケア検討委員会及び給食等摂食指導委員会の設置

各特別支援学校には、看護師が配置され、障がいのある児童生徒等が、安心・安全に学校生活を送るための医療的ケアや個々の実態に応じた給食等の実施体制を整えている。地域の小・中学校等においては、医療的ケアや給食等の摂食への特別な対応の必要性があっても、保護者等の協力を得ながら、学校ごとに個別に対応している現状がある。

今後、インクルーシブ教育システム構築を推進していく上で、障がいのある幼児児童生徒が地域の学校で学ぶ際、医療的ケアや給食等摂食について、その対応を十分に検討しておくことは、重要課題の一つである。そこで、それぞれの検討委員会を立ち上げ、医師や看護師等の専門家の意見や助言を受け、ガイドラインを策定し、障がいのある児童生徒等が、地域の小・中学校等で安心して学ぶための指針としたい。

※徳島県においては、次の趣旨・目的で、「障害」の「害」の「ひらがな表記」に取り組んでいます。

(以下、徳島県のホームページより抜粋)

平成23年の「障害者基本法」の改正に加え、平成25年6月には「障害者差別解消法」が成立するなど、障がい者の方々の人権尊重のための法整備が進む中、「障害」の「害」にマイナスのイメージを感じる方がおり、障がい者の方々の心情に一層配慮した取組みを進める必要があります。

障がいの有る人も無い人も、お互いに支え合い、「生き生きと心豊かに」暮らしていける社会を目指すとともに、人権尊重や障がい福祉に対する県民理解の一層の促進を図るため、県が作成する公文書等において「障害」を「障がい」と「ひらがな表記」に取り組みます。

#### 【推進地域及び指定校一覧】

推進地域	指定校	
(県央ブロック) 徳島市、鳴門市、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町	1	徳島県立盲学校 (視覚障がい：全県)
	2	徳島県立聾学校 (聴覚障がい：全県)
	3	徳島県立板野支援学校
	4	徳島県立国府支援学校
(県南ブロック) 小松島市、阿南市、勝浦町、上勝町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町	5	徳島県立ひのみね支援学校
	6	徳島県立阿南支援学校
	7	徳島県立阿南支援学校ひわさ分校
	8	徳島県立みなと高等学園 (発達障がい：全県高校)
(県西ブロック) 吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町	9	徳島県立鴨島支援学校
	10	徳島県立池田支援学校
	11	徳島県立池田支援学校美馬分校